

国立大学法人東京農工大学産官学連携・知的財産センター運営規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学産官学連携・知的財産センター運営規則を次のとおり改正する。

現行	改正案	備考
<p>国立大学法人東京農工大学産官学連携・知的財産センター運営規則 平成 16 年 4 月 7 日 16 知 経教 規則第 1 号</p> <p>第 1 条～第 1 0 条 省略</p> <p>第 1 1 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>一 センター長</p> <p>二 副センター長</p> <p>三 センターの専任教員</p> <p>四 研究院の農学系及び工学系から選出された、研究院を本務とする講師以上の教員 各 4 人</p> <p>五 研究院の融合系から選出された、研究院を本務とする講師以上の教員 1 人</p> <p>六 研究支援・産学連携チームリーダー</p> <p>七 その他委員会が必要と認める者</p> <p>2 省略</p> <p>第 1 2 条～第 1 5 条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>第 1 条～第 1 0 条 省略（現行どおり）</p> <p>第 1 1 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>一 センター長</p> <p>二 副センター長</p> <p>三 センターの専任教員</p> <p>四 研究院の農学系及び工学系から選出された、研究院を本務とする講師以上の教員 各 4 人</p> <p>五 研究院の融合系から選出された、研究院を本務とする講師以上の教員 1 人</p> <p>六 <u>総括チームリーダー（財務担当）</u></p> <p>七 <u>研究支援・産学連携チームリーダー</u></p> <p>八 その他委員会が必要と認める者</p> <p>2 省略（現行どおり）</p> <p>第 1 2 条～第 1 5 条 省略（現行どおり）</p> <p>附 則 省略（現行どおり）</p>	

附 則

この規則は、平成 2 2 年 1 月 1 8 日から施行する。